

鳥取市認定こども園に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年7月1日

鳥取市長 深 澤 義 彦

鳥取市条例第34号

鳥取市認定こども園に関する条例等の一部を改正する条例

(鳥取市認定こども園に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取市認定こども園に関する条例(平成29年鳥取市条例第69号)の一部を次のように改正する。

附則第4条中「附則第8条」を「附則第9条」に改める。

附則第5条第1項中「普通免許状」の次に「(別表第2職員配置の項第4項に規定する普通免許状をいう。以下この条及び附則第8条において同じ。)」を、「主幹養護教諭」の次に「、主務養護教諭」を加える。

附則第8条中「前3条」の次に「並びに別表第1職員配置の項第7項及び別表第2職員配置の項第5項」を加え、「又は看護師等」を「、看護師等又は別表第1職員配置の項第7項に規定する特定理学療法士等」に、「次条」を「附則第10条」に改める。

附則第9条を附則第10条とし、附則第8条の次に次の1条を加える。

第9条 附則第7条第1項及び別表第1職員配置の項第7項の規定により看護師等及び同表職員配置の項第7項に規定する特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって当該幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の保育士の資格を有する者(同表職員配置の項第7項ただし書の規定による支援を行う者を除く。)による支援を受けることができる体制を確

保しなければならない。

2 附則第7条第2項及び別表第2職員配置の項第5項の規定により看護師等及び別表第1職員配置の項第7項に規定する特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって当該幼保連携型認定こども園の配置義務職員（別表第2職員配置の項第5項ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

別表第1基本方針の項中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 設置者は、認定こども園法第6条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この項及び別表第2基本方針の項第6項において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に子どもを適切に保護するため、児童等対象業務従事者（子どもと接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該子どもに接するものをいう。同表基本方針の項第6項において同じ。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。同表基本方針の項第6項において同じ。）その他の必要な措置を講じなければならないこと。

別表第1学級の編制の項第2項中「35人」を「30人」に改め、同表職員配置の項第5項中「規定する認定地方公共団体」の次に「（以下この項及び別表第2職員配置の項第4項において「認定地方公共団体」という。）」を加え、「認定こども園」を「幼保連携型認定こども園以外の認定こども園」に、「児童福祉法第18条の29」を「同法第18条の29」に改め、「次項」の次に「及び第7項」を加え、同表職員配置の項中第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7 第5項及び前項の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、1人に限って、当該幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法の規定

による大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。)をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

別表第2基本方針の項中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

- 6 設置者は、認定こども園法第13条第6項において準用する認定こども園法第6条の規定に基づき、児童対象性暴力等を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に子どもを適切に保護するため、児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講じなければならないこと。

別表第2学級の編制の項第2項中「35人」を「30人」に改め、同表職員配置の項第5項を同表職員配置の項第7項とし、同表職員配置の項第4項中「前項」を「第3項」に改め、同項を同表職員配置の項第6項とし、同表職員配置の項第3項の次に次の2項を加える。

- 4 前項に定める員数は、副園長(幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この項において同じ。))を有し、かつ、児童福祉法第18条の18第3項に規定する保育士登録(認定地方公共団体の区域内にある幼保連携型認定こども園にあつては、同法第18条の18第3項に規定する保育士登録又は当該認定地方公共団体の区域に係る同法第18条の28第2項に規定する地域限定保育士登録。以下この項において「登録」という。)を受けたものに限る。)、教頭(幼稚園の教諭の普通免

許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。)、主幹保育教諭、指導保育教諭、主務保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であつて、子どもの教育又は保育に直接従事する者の数をいう。

- 5 前項に定める者については、1人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する特定理学療法士等をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、同項に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(鳥取市認定こども園に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 鳥取市認定こども園に関する条例の一部を改正する条例(令和6年鳥取市条例第28号)の一部を次のように改正する。

附則第2項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「(認定こども園の職員配置に係る経過措置)」を付し、同項中「当分の間」を「令和10年3月31日までの間」に、「改正後の鳥取市認定こども園に関する条例別表第1職員配置の項第3項及び別表第2職員配置の項第3項の規定」を「改正後の鳥取市認定こども園に関する条例(次項において「新認定こども園条例」という。)別表第1職員配置の項第3項の規定(満3歳の子どもの教育又は保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。)&及び別表第2職員配置の項第3項の規定(満3歳の子どもの教育又は保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。)」に、「改正前の鳥取市認定こども園に関する条例別表第1職員配置の項第3項及び別表第2職員配置の項第3項の規定」を「改正前の鳥取市認定こども園に関する条例別表第1職員配置の項第3項の規定(満3歳の子どもの教育又は保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。)&及び別表第2職員配置の項第3項の規定(満3歳の子どもの教育又は保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。)」に改め、同項の次に次の1項を加える。

- 3 教育又は保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育又は保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、新認定こども園条例別表第1職員

配置の項第3項の規定（満4歳以上の子どもの教育又は保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）及び別表第2職員配置の項第3項の規定（満4歳以上の子どもの教育又は保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）は適用しない。この場合において、この条例による改正前の鳥取市認定こども園に関する条例別表第1職員配置の項第3項の規定（満4歳以上の子どもの教育又は保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）及び別表第2職員配置の項第3項の規定（満4歳以上の子どもの教育又は保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）は、なおその効力を有する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条のうち鳥取市認定こども園に関する条例別表第1基本方針の項中第6項を第7項とし、第5項の次に1項を加える改正規定及び別表第2基本方針の項中第6項を第7項とし、第5項の次に1項を加える改正規定は、令和8年12月25日から施行する。

（認定こども園の学級の編制に係る経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に存する認定こども園における1学級の子どもの数については、第1条の規定による改正後の鳥取市認定こども園に関する条例別表第1学級の編制の項第2項及び別表第2学級の編制の項第2項の規定にかかわらず、令和14年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。